

9月26日(土)午後3:20~4:50

会場: A71番教室

〔特別委員会制度について〕

日本家政学会の正会員は研究活動の成果を、家政学雑誌や毎年の総会における研究発表を通じて公表することができる。また全国六支部の支部会においても研究発表の機会をもつことができる。一方家政学の各専門分野においては、共通の専門をもつ会員が集って、部会(平常の活動)、研究委員会(テーマと期限を定めた活動)を結成し、その活動を通じて研究上の交流を深めることができる。

以上の活動はいずれも会員の自発的な意志により行われるものである。しかし一方では学会が当面する問題の中で、学会自身が発議し、学会の事業として進めていかなければならない。いくつかの緊急な事項がある。これらについては会員有志の発意をまっまでもなく、学会が提案し、会員中の協力者により組織的に解決していかなければならない。そのための制度として本年4月より特別委員会規定が設けられ、次の三つの問題について、特別委員会が発足した。

①国際交流特別委員会 ②家政学将来構想特別委員会 ③ヒープ問題特別委員会

このうち①は会員有志の発意により、②は理事会の発意により、③は研究委員会のひとつとして、従来より自主的な活動が行なわれてきたものであるが、今回の特別委員会規定の判定により、いずれも学会の事業として正式に認められ、目的達成まで極力全会員の意向を反映して活動を行なうことになった。本年度はこの三委員会の経過と現状と会員各位に報告し、質疑、意見交換などを行なう予定である。